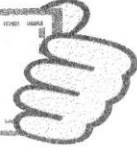




「万引き」は絶対ダメ



万引きって…？

お店で売っている商品を、店員のすきを見て盗むこと。

お金を払わずに、お店から持ち出すことは窃盗という、れっきとした犯罪です。法律できびしく罰せられるものです。

(刑法: 10年以下の懲役、または50万円以下の罰金)

小学生でも警察につかまる行為で決して、ゲーム感覚やスリルを味わうなどの軽い気持ちではいけない行為です。

どんな言い訳でも許されません！

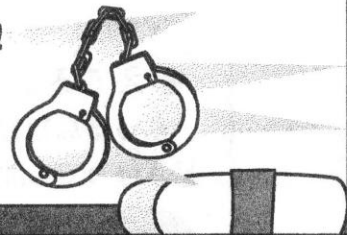
- 友達がしていたから
- お金が足りなかったから
- 上級生にしてこいと言われた
- しないと仲間はずれにされるから



「見張ってただけで自分は盗んでいない」は通用しません。万引きに協力したり、アドバイスしたり、万引きを頼むことは「窃盗教唆」という犯罪であり、物を盗んだ人と同じ重さの罰を科されます。また、人が盗んだ物をもらったりすることは「盗品等関与罪」という犯罪になります。

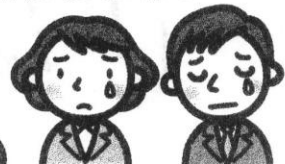
「これぐらいならいいだろう」も絶対にダメ！

- 友達の物を黙って持って帰る
- おいてある他人の自転車を勝手に乗る
- 家族の財布や貯金箱からお金を勝手に取る



あなたが万引きをしたら多くの人に迷惑や心配をかけます。

- たかが万引きではありません。
- 万引きをするとお店の人に大きな迷惑をかけます。
- おうちの人も大変悲しみ、心配します。



日向警察署 少年係
日向地区少年サポートセンター

どうしてうちの子が…？